

議案第45号

四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定について

次のとおり四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月18日 提出

四條畷市長 錢 谷 翔

提案理由

本市は、古墳時代の馬飼い集落跡、中世の史跡飯盛城跡をはじめとした遺跡、古くからの寺社及び生活のなかで生み出され受け継がれてきた伝承や祭礼などの歴史文化が豊かである。こうした歴史文化を総合的かつ一体的に保存及び活用し、次世代へ伝えていく体制の構築や、地域社会総がかりによる文化財の次世代継承並びに郷土愛醸成に取り組むために、本市文化財行政のめざす方向性を示す四條畷市文化財保存活用地域計画の策定をめざす。

その策定にあたって四條畷市文化財保存活用地域計画協議会を設置する必要があることから、本案を提案した。

四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例

(設置)

第1条 市における文化財の適切な保存と活用を図るため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9の規定に基づき、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について、四條畷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、答申する。

- (1) 文化財保護法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）の作成及び変更並びに同法第183条の5第1項に規定する認定文化財保存活用地域計画の実施に関する検討及び審議に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の管理者
- (3) 文化財の保存活用団体関係者
- (4) 商工団体関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 本市の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

(委員)

第4条 委員は、教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任させることができる。
- 4 特別の事情があると認めるときは、教育委員会は委員を解職できる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、文化財担当課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和26年条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表中 「 四條畷市文化財保護審議会委員 | 日額 7,500 | を
」

「
| 四條畷市文化財保護審議会委員 | 日額 7,500 |
| 四條畷市文化財保存活用地域計
画協議会会長 | 日額 8,500 |
| 四條畷市文化財保存活用地域計
画協議会副会長 | 日額 8,000 | に改める。
| 四條畷市文化財保存活用地域計
画協議会委員 | 日額 7,500 |
」